第一種ボイラー・タービン主任技術者免状	一　学校教育法による大学又はこれと同等以上の教育施設において、機械工学に関する学科を修めて卒業した者（当該学科を修めて同法による大学院を修了した者を含む。）	［略］
	二　学校教育法による大学又はこれと同等以上の教育施設を卒業した者（同法による大学院を修了した者を含み、前号に掲げる者を除く。）	［略］
	三　学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又はこれと同等以上の教育施設において、機械工学に関する学科を修めて卒業した者（当該学科を修めて同法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）	［略］

卒業後（同法による大学院においては修了後）六年以上（三年以上の圧力五千八百八十キロパスカル以上の発電用のボイラー又は蒸気タービンの工事、維持又は運用に関する経験を含むものに限る。）	
卒業後（同法による大学院においては修了後）十年以上（六年以上の発電用のボイラー又は蒸気タービンの工事、維持又は運用に関する経験（三年以上の圧力五千八百八十キロパスカル以上の発電用のボイラー又は蒸気タービンの工事、維持又は運用に関する経験を含むものに限る。）を含むものに限る。）	
卒業後（同法による専門職大学の前期課程においては修了後）八年以上（四年以上の圧力五千八百八十キロパスカル以上の発電用のボイラー又は蒸気タービンの工事、維持又は運用に関する経験を含むものに限る。）	

第一種ボイラー・タービン主任技術者免状	一　学校教育法による大学又はこれと同等以上の教育施設において、機械工学に関する学科を修めて卒業した者	［略］
	二　学校教育法による大学又はこれと同等以上の教育施設を卒業した者（前号に掲げる者を除く。）	［略］
	三　学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又はこれと同等以上の教育施設において、機械工学に関する学科を修めて卒業した者	［略］

卒業後六年以上（三年以上の圧力五千八百八十キロパスカル以上の発電用のボイラー又は蒸気タービンの工事、維持又は運用に関する経験を含むものに限る。）	
卒業後十年以上（六年以上の発電用のボイラー又は蒸気タービンの工事、維持又は運用に関する経験（三年以上の圧力五千八百八十キロパスカル以上の発電用のボイラー又は蒸気タービンの工事、維持又は運用に関する経験を含むものに限る。）を含むものに限る。）	
卒業後八年以上（四年以上の圧力五千八百八十キロパスカル以上の発電用のボイラー又は蒸気タービンの工事、維持又は運用に関する経験を含むものに限る。）	